



# 違反広告物から景観を守る 太田市景観ボランティア

太田市 都市計画課

## 1. 太田市景観ボランティアとは

太田市では平成19年に景観行政団体の指定を受けて以来、景観に関連したさまざまな取り組みを行っていますが、その取り組みの一環に「景観ボランティア制度」があります。今回はこの景観ボランティアの活動についてご紹介します。

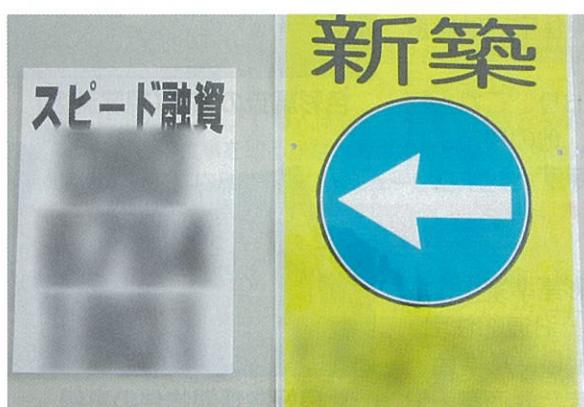
写真①は景観ボランティア活動の実際の様子を写したもので。景観ボランティアとは、市民と行政が協働して良好な景観づくりに取り組むために作られた制度ですが、主な活動内容は条例に違反して表示された簡易な広告物(はり紙やはり札など)の除却作業になります。



## 2. 屋外に広告物を

### 表示するには許可が必要です

ところで、皆さんは、屋外に広告物を表示する際に県や市町村の許可が必要だということをご存知でしょうか。屋外広告物はその豊かな色彩やデザイン性で街の雰囲気づくりに一役買っている一方、周囲と上手く調和されていない場合は良好な景観を阻害する要因にもなってしまいます。そのため、広告物の大きさや道路からの後退距離、色彩などについて基準を定めた屋外広告物条例が存在するのですが、現状では条例に違反して表示されている屋外広告物も少なくありません。



写真②：除去した違反広告物

## 3. 電柱に無断で貼られたビラを見かけたことはありませんか？

条例に違反した広告物の中でも数が多く、また違反者を特定することが難しいものに電柱などに無断で貼られたはり紙やはり札があります。このようなものは地域の景観を損なうだけでなく、車両や歩行者の通行の妨げにもなります。

写真③は実際に景観ボランティアが除却した違反広告物です。違反広告物は市内の広範にわたり、また多量に掲出されているため、その対応には行政だけでは限界があり、以前は違反広告の除却活動もいたちごっこでしたが、景観ボランティアの方々の活動により徐々に違反広告も少なくなっています。

## 4. 太田市景観ボランティアは随時募集しています

現在200名以上の方が景観ボランティア活動に取り組んでいますが、太田市内に在住、在勤、または在学する20歳以上の人で市の実施する講習を修了すればどなたでも景観ボランティアとしてご活躍いただけますので、興味のある人はぜひご応募ください。

お問い合わせ先 太田市都市計画課 TEL.0276-47-1839

